

大和市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第28号

大和市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

大和市病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和46年大和市規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第65条」を「第64条」に、「第66条」を「第65条」に、「たな卸以外の物品」を「たな卸資産以外の物品」に、「第4節 減価償却（第90条～第93条）」を

「 第4節 減価償却（第90条～第93条）

第5節 重要性の乏しいリース資産の特例（第93条の2） に、「第8章」を「第9章」
第8章 引当金（第93条の3・第93条の4） 」

に、「第9章」を「第10章」に、「第10章」を「第11章」に改める。

第29条の2中「第6条」を「第8条」に改める。

第55条を削り、第5章第2節中第56条を第55条とし、第57条から第63条までを1条ずつ繰り上げる。

第64条第1項中「第53条第1項各号に掲げる物品」を「第53条に規定する貯蔵品」に改め、同条を第63条とし、第65条を第64条とする。

第5章第3節中第66条を第65条とし、第67条を第66条とし、第68条を第67条とする。

第69条第1項中「第67条第3項」を「第66条第3項」に改め、同条を第68条とし、第70条を第69条とし、第5章第3節中同条の次に次の1条を加える。

（たな卸資産の評価）

第70条 事務局長は、たな卸資産で事業年度の末日における時価が同日における当該たな卸資産の帳簿価額より低いもの（病院事業における資産合計の100分の1未満の額のたな卸資産（以下「重要性の乏しいたな卸資産」という。）を除く。）について、同日における時価（事業年度の末日における再調達原価をいう。）を当該たな卸資産の帳簿価額として付さなければならない。

2 重要性の乏しいたな卸資産は、受入価額を帳簿価額とする。

第71条第1項中「第53条第1項各号に掲げる物品」を「第53条に規定する貯蔵品」に改め、同条第2項中「第58条」を「第57条」に改める。

第72条第1項中「第53条第1項各号に掲げる物品」を「第53条に規定する貯蔵品」に改める。

第74条中「第65条」を「第64条」に改める。

第75条を次のように改める。

(固定資産の範囲)

第75条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 建物

ウ 構築物

エ 器械及び備品（耐用年数（地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。）別表第2号に掲げる耐用年数をいう。）が1年以上かつ第78条に規定する取得価額が100,000円以上のものに限る。）

オ 車両

カ 放射性同位元素

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がエに掲げるものである場合に限る。）

ク 建設仮勘定（イからオまでに掲げる資産であって、病院事業の用に供するものを建設するために支出した金額及び当該建設のために充当した材料をいう。）

ケ その他有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 電話加入権

エ ソフトウェア

オ リース資産（病院事業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がエに掲げるものである場合に限る。）

カ その他無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 長期貸付金

ウ 出資金

エ 基金

オ 長期前払消費税

カ 差入保証金

キ その他固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

ク 有形固定資産若しくは無形固定資産又は流動資産に属しないもの

第77条第4号中「無償」を「譲与、贈与その他無償」に、「前各号」を「前3号」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第80条第1項第3号を次のように改める。

(3) 譲り受けようとする固定資産の評価額

第84条中「第58条」を「第57条」に改める。

第85条第2項及び第86条中「手続き」を「手続」に改める。

第90条の見出し中「減価償却」を「固定資産の減価償却」に改め、同条中「減価償却は」の次に「、次条の規定によるものを除くほか」を加え、同条に次の1項を加える。

2 第75条第1号キ及び第2号オに掲げるリース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものに限る。）の減価償却は、リース契約に基づくリース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によって、当該資産を取得した日の属する月から行う。

第91条中「地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「施行規則」という。）第8条第1項」を「施行規則第15条第1項」に改める。

第92条中「第8条第4項」を「第15条第3項」に改める。

第93条を次のように改める。

(減損に係る会計処理)

第93条 事務局長は、固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものについて、同日における当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を差し引いた額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を行わなければならない。

第10章を第11章とする。

第98条を次のように改める。

(予算の原案等の提出)

第98条 事務局長は、市長の予算編成方針に基づき翌事業年度の予算の原案及び法第25条に規

定する予算に関する説明書に参考資料を添えて市長が定める日までに市長に提出しなければならない。この場合において、予算に関する説明書のうち、予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第9章を第10章とする。

第95条第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 繰延収益の償却

(4) 資産の評価

第95条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第93条の3各号に掲げる引当金の計上

第97条第2項中「の規定により決算報告書その他の」を「に掲げる」に、「並びに」を「、キャッシュ・フロー計算書、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第8章を第9章とする。

第93条の次に次の1節及び1章を加える。

第5節 重要性の乏しいリース資産の特例

(重要性の乏しいリース資産の特例)

第93条の2 第90条の規定にかかわらず、第75条第1号キ及び第2号オに掲げる資産のうち次の各号に掲げる取引の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める条件に該当するものについては、施行規則第55条第3号の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引 次のいずれかの条件

ア 購入時に費用処理するものであること。

イ リース期間が1年以内であること。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 次のいずれかの条件

ア 購入時に費用処理するものであること。

イ リース期間が1年以内であること。

ウ 1契約当たりのリース料の総額が3,000,000円以下であること。

第8章 引当金

(引当金の計上)

第93条の3 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができ

ると認められるものは、次に掲げる引当金として施行規則第22条に規定する予定貸借対照表等に計上し、当該事業年の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。

- (1) 退職給付引当金
- (2) 賞与引当金
- (3) 修繕引当金
- (4) 特別修繕引当金
- (5) 貸倒引当金
- (6) その他引当金

(退職給付引当金の計上方法等)

第93条の4 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全病院職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、前条各号に掲げる引当金の計上方法については、市長が別に定める。別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

勘定科目表

収益

款	項	目	節
病院事業収益	<p>医業収益</p> <p> 入院収益</p> <p> 外来収益</p> <p> その他医業収益</p> <p>医業外収益</p> <p> 受取利息及び配当金</p> <p> 他会計補助金</p> <p> 補助金</p> <p> 他会計負担金</p>	<p> 診療収益</p> <p> 診療収益</p> <p> 分べん介助料収益</p> <p> 新生児介補料収益</p> <p> 室料差額収益</p> <p> 公衆衛生活動収益</p> <p> 文書料収益</p> <p> 死体処置料収益</p> <p> 医療相談収益</p> <p> 受託検査施設利用収益</p> <p> 一般会計負担金</p> <p> その他医業収益</p> <p> 預金利息</p> <p> 基金利息</p> <p> 有価証券利息</p> <p> 配当金</p> <p> 県費補助金</p> <p> 国庫補助金</p>	

			一般会計負担金
	負担金及び交付金		
	患者外給食収益		
	長期前受金戻入		
		補助金	
		受贈財産評価額	
		寄附金	
		その他長期前受金	
	その他医業外収益		
		有価証券売却収益	
		不用品売却収益	
		その他医業外収益	
	託児室事業収益		
		託児室事業収益	
	消費税及び地方消費税		
	還付金		
		消費税還付金	
		地方消費税還付金	
特別利益			
	他会計補助金		
		一般会計補助金	
	過年度損益修正益		
		過年度損益修正益	
	固定資産売却益		
		固定資産売却益	
	長期前受金戻入		
	その他特別利益		
		その他特別利益	

費用

款	項	目	節
---	---	---	---

病院事業費用

医業費用

給与費

給料 医師給
給料 看護師給
給料 医療技術員給
給料 事務員給
給料 労務員給
手当 医師給
手当 看護師給
手当 医療技術員給
手当 事務員給
手当 労務員給
賞与引当金繰入額
賃金
報酬
法定福利費
公務災害補償費
退職給付費
その他引当金繰入額

材料費

薬品費
診療材料費
給食材料費
医療消耗備品費

経費

厚生福利費
報償費
旅費交通費
職員被服費
消耗品費

消耗備品費

光熱水費

燃料費

食糧費

印刷製本費

修繕費

修繕引当金繰入額

特別修繕引当金繰入額

保険料

賃借料

通信運搬費

委託料

諸会費

交際費

補償補てん及び賠償金

雑費

貸倒引当金繰入額

減価償却費

建物減価償却費

構築物減価償却費

器械備品減価償却費

車両減価償却費

放射性同位元素減価償却費

リース資産減価償却費

その他有形固定資産減価償却費

無形固定資産減価償却費

資産減耗費

たな卸資産減耗費

		固定資産除却費
	研究研修費	
		研究材料費
		謝金
		図書費
		旅費
		研究雑費
医業外費用		
	支払利息及び企業債取 扱諸費	
		企業債利息
		長期借入金利息
		一時借入金利息
		リース支払利息
		企業債手数料及び取扱費
	患者外給食材料費	
	託児室事業費	
		賃金
		法定福利費
		経費
	消費税及び地方消費税	
		消費税
		地方消費税
	開院 周年記念事業費	
		開院 周年記念事業費
	雑損失	
		不用品売却原価
		その他雑損失
	長期前払消費税勘定償 却	

		長期前払消費税額償却
特別損失		
	固定資産売却損	
		固定資産売却損
	減損損失	
	災害による損失	
	過年度損益修正損	
		過年度損益修正損
	その他特別損失	
		その他特別損失
予備費		
	予備費	

資産

固定資産

款	項	目	節
有形固定資産			
	土地		
	建物		
	建物減価償却累計額		
	構築物		
	構築物減価償却累計額		
	器械備品		
	器械備品減価償却累 計額		
	車両		
	車両減価償却累計額		
	放射性同位元素		
	放射性同位元素減価 償却累計額		
	リース資産		

	リース資産減価償却		
	累計額		
	建設仮勘定		
	その他有形固定資産		
	その他有形固定資産		
	減価償却累計額		
無形固定資産			
	借地権		
	地上権		
	電話加入権		
	ソフトウェア		
	リース資産		
	その他無形固定資産		
投資その他の資産			
	投資有価証券		
	長期貸付金		
		一般貸付金	
		他会計貸付金	
	長期貸付金貸倒引当金		
	出資金		
	基金		
	長期前払消費税		
	差入保証金		
	その他投資		
	減価償却累計額		

流動資産

款	項	目	節
現金・預金			
	現金		
	預金		

未収金

医業未収金

現年度医業未収金

過年度医業未収金

医業外未収金

現年度医業外未収金

過年度医業外未収金

その他未収金

現年度その他未収金

過年度その他未収金

未収金貸倒引当金

有価証券

受取手形

受取手形貸倒引当金

貯蔵品

薬品

診療材料

短期貸付金

一般短期貸付金

他会計貸付金

短期貸付金貸倒引当金

前払費用

その他前払費用

前払金

未収収益

未収収益貸倒引当金

その他流動資産

保管有価証券

仮払消費税及び地方

消費税

仮払消費税

仮払地方消費税

その他流動資産

備考 電話債券は、その他投資に含めるものであること。

負債

固定負債

款	項	目	節
企業債	建設改良費等の財源に 充てるための企業債 その他企業債		
他会計借入金	建設改良費等の財源に充 てるための長期借入金 その他長期借入金		
リース債務			
引当金	退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金		
その他固定負債			

流動負債

款	項	目	節
一時借入金			
企業債	建設改良費等の財源に 充てるための企業債 その他企業債		
他会計借入金	建設改良費等の財源に充		

	てるための長期借入金	
	その他長期借入金	
リース債務		
未払金		
	医業未払金	
		現年度医業未払金
		過年度医業未払金
	医業外未払金	
		現年度医業外未払金
		過年度医業外未払金
	その他未払金	
		現年度その他未払金
		過年度その他未払金
未払費用		
前受金		
	医業前受金	
	医業外前受金	
	その他前受金	
前受収益		
引当金		
	退職給付引当金	
	賞与引当金	
	修繕引当金	
	その他引当金	
その他流動負債		
	預り金	
	預り（担保）有価証券	
	仮受消費税及び地方消費税	
	費税	
		仮受消費税

仮受地方消費税

その他流動負債

繰延収益

款	項	目	節
長期前受金			
	補助金		
	受贈財産評価額		
	寄附金		
	その他長期前受金		
長期前受金収益			
化累計額			
	補助金		
	受贈財産評価額		
	寄附金		
	その他長期前受金		

資本

資本金

款	項	目	節
資本金			
	固有資本金		
	出資金		
	組入資本金		

剰余金

款	項	目	節
資本剰余金			
	再評価積立金		
	補助金		
	受贈財産評価額		
	寄附金		
	その他資本剰余金		

利益剰余金

減債積立金

利益積立金

その他積立金

当年度未処分利益剰

余金（当年度未処理

欠損金）

繰越利益剰余金年度

末残高（繰越欠損金

年度末残高）

当年度純利益（当

年度純損失）

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。